

患者様、並びに御家族の皆様へ

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準のうち下記の内容を北海道厚生局へ届出を行い受理されております。

- 1、療養病棟入院料1(355床)
(1日看護配置数は全体で54人以上であり、かつ、1日介護配置数も54人以上です。また、各病棟夜間時間帯は最低2名以上、うち1人は看護職員により看護を行っております。なお、受け持ち患者数は各病棟に掲示しております。)
- 2、療養病棟療養環境加算2
(1病室につき4床以下であり、病室の床面積は患者さま1人につき、6.4㎡以上です。また、機能回復訓練室・談話室兼食堂(患者さま1人につき1㎡以上の広さ)・浴室を設けております。)
- 3、胃瘻造設時嚥下機能評価加算
(胃瘻造設前に検査による嚥下機能評価の結果に基づき、医師より胃瘻造設の必要性、今後の摂食機能療法の必要性及び方法、胃瘻抜去または閉鎖の可能性等について患者さま又はそのご家族さま等に十分な説明および相談を行った上で胃瘻造設術を実施しております。)
- 4、薬剤管理指導料
(薬剤師によるベッドサイドでの服薬指導を行っております。)
- 5、CT撮影及びMRI撮影
(16列以上64列未満のマルチスライスCTを設置しております。)
- 6、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
(専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置し、患者さまの個々の症例に応じて、種々の回復訓練を行っております。)
- 7、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)
(管理栄養士によって管理された食事が適時<夕食は午後6時以降>、適温にて提供しております。また、適切な療養環境の形成に努めております。)
- 8、認知症ケア加算3
(病棟において、認知症ケアに関する適切な研修を受講した看護師を最低3名以上配置し、認知症症状を考慮した看護計画およびせん妄対策に関するチェックリストを作成し、当該計画を実施するとともに、定期的にその評価を行っております。)
- 9、診療録管理体制加算3
(「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っております。)
- 10、データ提出加算1及び3 イ(医療法上の許可病床数が200床以上)
- 11、医療情報取得加算
(診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いしております。)
- 12、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 13、入院ベースアップ評価料

上記届出事項の他、厚生労働大臣が定める下記の内容の基準を満たしております。

- 1、入院診療計画
(医師、看護師等共同で策定した計画書を入院した日から7日以内に説明し文書により交付しております。)
- 2、院内感染防止対策
(院内感染防止のため、各病室入り口に消毒液等を設置する対応策等を講じております。)
- 3、医療安全管理体制
(医療安全管理体制に関する院内基準(指針)を定め、安全管理のための委員会を設置しております。)
- 4、褥瘡対策
(褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制を整えております。また、褥瘡に関する危険因子のある患者さま及び既に褥瘡を有する患者さまに対し、褥瘡対策に関する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施し、その評価を行っております。)
- 5、身体的拘束最小化対策
(身体的拘束最小化のための指針を定め、専任の医師および看護職員から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、職員に対し周知活用、定期的に研修を実施しております。)
- 6、栄養管理体制
(栄養管理計画に基づき、常勤管理栄養士とその他関係職種が共同して患者さまの栄養管理を行っております。)

2024年12月1日

札幌市手稲区西宮の沢1条4丁目14番35号
医療法人 札幌宮の沢病院 TEL 011-685-3838

保 険 外 負 担

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
 したがって、入院患者さまのご負担による付添看護は認められておりません。
 当院では以下の項目について、実費の負担をお願いしております。

1、床屋代(業者委託)	カット・顔剃り 1回	2,100 円(税込)
	カット 1回	1,800 円(税込)
	顔剃り 1回	1,300 円(税込)
2、差額病室料金代	1日	2,200 円(税込)
3、紙おむつ代	吸水シート 1枚	94.6 円(税込)
	やわ楽パンツ S 1枚	146.3 円(税込)
	M 1枚	157.3 円(税込)
	L 1枚	167.2 円(税込)
	LL 1枚	178.2 円(税込)
	応援介護テープあて楽 S-M 1枚	157.3 円(税込)
	M 1枚	178.2 円(税込)
	M-L 1枚	188.1 円(税込)
	L 1枚	199.1 円(税込)
4、紙パッド代	うす型安心スーパーワイドパッド 1枚	104.5 円(税込)
	フレームケアデイロング 1枚	136.4 円(税込)
	フレームケアナイトロング 1枚	143.0 円(税込)
	フレームケアストロング 1枚	148.5 円(税込)
	紙パンツ用やわ楽パッド 1枚	89.1 円(税込)

5、日用品費

内訳

費 目	内 容	料金1日(上限)
<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー代	無くなる都度補充	750 円(税込)
<input type="checkbox"/> シャンプー・石鹸代	無くなる都度補充	
<input type="checkbox"/> フェイスタオル	1日2～3枚 (消毒・洗濯を含む)	
<input type="checkbox"/> おしぼり類	1日2～3枚 (")	
<input type="checkbox"/> タオルケット(大判タオル含む)	毎週もしくは汚れた都度交換 (")	
<input type="checkbox"/> バスタオル	週3～4枚 (")	
<input type="checkbox"/> 胸当てタオル(U首仕様タオル含む)	毎週もしくは汚れた都度交換 (")	
<input type="checkbox"/> 流涎用タオル	1日2～3枚 (")	
<input type="checkbox"/> オムツ交換用タオル	オムツ交換時などに使用 (")	
<input type="checkbox"/> 食事用エプロン代	汚れた都度交換 (")	
<input type="checkbox"/> 病衣貸与代	汚れた都度又は週2回以上交換 (")	
<input type="checkbox"/> 私物洗濯代(業者委託)	下着等汚れた都度又は週2回以上洗濯	

◎但し、使用状況は患者様により異なります。

尚、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収は法令により認められておりませんので、負担をお願いすることはありません。

※以下の費用又は物品に関して別途実費を頂くことはありません。

- ・行事費(誕生会、クリスマス会、ひな祭り、敬老祭、節分、子供の日、七夕、盆踊り)
- ・教養娯楽設備費、教養娯楽費(テレビ、レクリエーション器材、ビデオテープ、カラオケ)
- ・病院貸与品(横のみ、オムツカバー)

◎医療保険病棟基準

【療養病棟入院料 1】

当病棟では、1日に54人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び54人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

<2階1病棟 60床>

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び9人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は30人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は30人以内です。
- ※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<2階2病棟 36床>

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び5人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は36人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は36人以内です。
- ※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<3階1病棟 53床>

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び8人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は9人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は14人以内です。
 - ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は53人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は27人以内です。
- ※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<3階2病棟 36床>

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び5人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は36人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は36人以内です。

※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<4階1病棟 52床>

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び8人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は9人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は13人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は52人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は26人以内です。

※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<4階2病棟 32床>

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び5人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は32人以内です。介護職員1人あたりの受け持ち数は32人以内です。

※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<5階1病棟 58床>

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び9人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は9人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数12人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は58人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は29人以内です。

※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

<5階2病棟 28床>

当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び5人以上の介護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は28人以内です。
介護職員1人あたりの受け持ち数は28人以内です。

※ 夕方17時～19時又は21時の間は、看護又は介護職員1名以上を配置している場合があります。

特別療養環境室（差額病室）料金表

当院では、下記の通り差額病室がありますので、入室ご希望の方は事務窓口までお申し込み下さい。

差額室	病室（面積）	1日あたり料金	設備及び備品
特別室	207（10.08㎡） 208（10.07㎡） 401（11.90㎡） 403（11.53㎡）	2,200円 （税込）	電話、テレビ 冷蔵庫 机、椅子 個人用ロッカー

※電話料金につきましては、別途ご請求させていただきます。

2019年10月1日
医療法人 札幌宮の沢病院

病 院 案 内

6階：談話室兼食堂

5階：ナースステーション（1病棟・2病棟）、病室、特殊浴室
談話室兼食堂

4階：ナースステーション（1病棟・2病棟）、病室、特別室
特殊浴室、談話室兼食堂

3階：ナースステーション（1病棟・2病棟）、病室、特殊浴室
談話室兼食堂

2階：ナースステーション（1病棟・2病棟）、病室、特別室
特殊浴室、一般浴室、談話室兼食堂

1階：受付、外来診察室、処置室、X線撮影室、CT室、内視鏡室
臨床検査室、生理検査室、薬局、医薬品情報管理室
院長室、看護部長室、機能回復訓練室、談話室兼食堂
医局、研究室、栄養士室、厨房、職員食堂、洗濯・乾燥室
ボイラー室、電気室、事務長室、事務室、中央病歴管理室

医 師 名

外来診察日・診療時間

院長(管理者)

日野 裕介

月曜日 午前9時～正午

三橋 裕行

水曜日 午前9時～正午

舛田 博文

火曜日 午前9時～正午

大平 恵

火曜日 午後1時～午後5時

岩崎 昌弘

月曜日 午後1時～午後5時

金曜日 午前9時～正午

三澤 一仁

水曜日 午後1時～午後5時

松本 環

金曜日 午後1時～午後5時

對馬 孝雄

木曜日 午後1時～午後5時

櫻井 典之

木曜日 午前9時～正午

※土曜日は休診

平成 30 年 4 月
医療法人札幌宮の沢病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる領収書を無料で発行致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは 🔍

マイナポータル



当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

ご来院の方々へ

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付する事があります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋の事です。

一般処方名は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤する事が可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱されることがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

2023年4月1日
病院長 日野 裕介

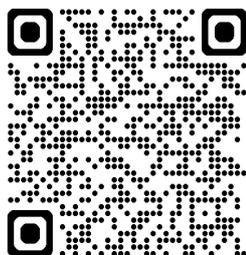
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。